

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次の通り一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たすものは260者以上が見込まれる。

令和7年12月25日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 山本 大志

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度総合評価関連資料作成業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (2) 業務目的 本業務は、最大過去5年度程度の試行工事・業務の実施結果を含め、各工種や平均落札率、発注タイプ、工事成績評定点、参加者数等についてExcel等による関数・マクロ等を用いたデータ・グラフ作成等を行い、過年度までの課題に対する対応方針検討の基礎資料作成及び毎月の工事・業務の実施調査に関するデータ整理を行う業務である。

※総合評価の取り組み項目については、以下URLの掲載資料を参考とする。

https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Kaiken/kyoku/about/gikan/setumeikai/R07/PDF_R070415_03_shiryou_1.pdf

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとするが、受注者は本作業を行うにあたり、調査職員の指示により調整を図りながら必要な資料の作成を行い、調査職員に報告又は提出するものとする。

なお、指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という。）に対して行うため、実施する作業員（以下「担当技術者」という。）は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

① 技術管理に関する資料のとりまとめ

工事及び業務において実施している総合評価に関する各種施策の実施結果をとりまとめるため、Excel等を用いて過去の実績データを整理・検討し、とりまとめを行う。作業に当たって必要な資料は、調査職員より貸与する。

② 会議資料等作成

とりまとめを行った資料を基に、基礎データを整理・検討した上で、データのグラフ化等会議に必要な資料作成を行う。

③ その他調査職員が指示する資料作成

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するものは（以下「競争参加資格確認申請者」という。）創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、

各提案を行うこととする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：「工事、業務の総合評価等の運用ガイドラインの改定（更新）にあたり、その改定に至る背景、経緯等を分かりやすく整理するための工夫について」

(5) 成果品

1. 成果品の全ては、発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を得ず第三者に公表貸与してはならない。

納品する成果品は次のとおりとし、電子媒体（CD-R）で2部提出するものとする。

- ・打合協議議事録
- ・作業報告書
- ・作業計画書
- ・その他関係資料及び発注者が必要と認める資料

2. 電子媒体による成果品は、次の要領で作成するものとする。

1) 仕様媒体はCD-Rとし、媒体に格納するものとする。

2) 下記のアプリケーションソフトで読み込み可能な形式とする。

- ・ワープロソフト Microsoft Word 2016 以上
- ・表計算ソフト Microsoft Excel 2016 以上
- ・PDF閲覧ソフト Adobe Acrobat Reader DC 以上

3) 各ファイルには、パスワード処理、書庫圧縮処理をしないものとする。

4) 画像ファイル以外はPDF化しないものとする。

5) 納品時に最新の検索エンジン及びパターンファイルでウィルスチェックを行い、そのログを合わせて添付するものとする。

(6) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

なお、予定価格が500万円を超え、1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定める。

(8) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムにより難い場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものと

する。

- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (11) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。

2. 入札参加資格

競争参加資格者は、2-1.に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格に関して、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として認定を受けている又は申請中であること。
なお、開札の時までに、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国道交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退するものを決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事内訳書その他の契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
イ 株式会社の取締役。ただし次に掲げるものを除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15条に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- △ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合同会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第509条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行するものであって、イからニに掲げるものに準ずる者

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記
- (1) 又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に履行期間がある当該業務発注者の発注業務（ただし、発注者支援業務、公物管理補助業務及び行政事務補助業務は含まない。）に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係があるものは、本業務の入札に参加できない。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当する者をいう。

 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性に関する資料（様式-11）を提出すること。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、沖縄本島内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ）を有する者であること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

- ・業務参加資格確認申請者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務（令和7年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等

委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した発注者支援業務（注 6）、公物管理補助業務（注 7）、CM 業務、PFI 事業技術アドバイザリ－業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務、行政事務補助業務（注 8）。

注 1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条及び第 3 条に示す独立行政法人を含む。）に加え国道交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注 2）地方公共団体とは地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注 3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注 4）公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であつて、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であつて、新制度の移行

の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6) 発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務をいう。

注7) 公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務をいう。

注8) 行政事務補助業務とは資料整理業務、計画及び協議資料作成業務に該当する業務をいう。

2-4. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士（総合技術管理部門－建設又は建設部門）
- ・1級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質確保技術者（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士（建設部門）と同様の部門に限る。）

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成23年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した土木工事に関する発注者支援業務（注6）（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（注7）（類する業務を含む。）及び行政事務補助業務（注8）（のうち資料整理業務）

2) 類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における管理技術者又は主

任技術者の業務、行政事務補助業務（注8）（のうち計画及び協議資料作成業務）

（3）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料を様式-12に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加確認申請書と同様の扱いとする。

（4）手持ち業務量

・配置予定管理技術者は、令和8年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和8年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

（複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする）

令和8年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び宮崎工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件から5件未満にするものとする。

・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和8年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び宮崎工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を1）から3）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-5. 配置予定担当技術者に対する要件は以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有する者。なお、1つの履行場所（業務対象事務所）において、配置予定担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。

- ・技術士（総合技術管理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質確保技術者（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士（建設部門）と同様の部門に限る）
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事して入れば実務経験を有するものとして判断する。

- ・河川又は道路関係の技術的行政経験（※2）を5年以上有する者

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格および競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格及び品質確保基準

価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 技術提案等の履行確実性

⑤ 貢上げの実施表明

⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価の得点合計} &= (\text{①に係る評価点評価点}) + (\text{⑤に係る評価点}) + (\text{⑥に係る評価点}) \\ &+ (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度}) \end{aligned}$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4. 入札手続等

（1）担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号

沖縄総合事務局開発建設部 管理課 契約第一係

電話：098-866-1901（内線 2526、2527）

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加許諾を得た者には上記 4. (1) にて交付する。）

交付期間：令和 7 年 12 月 25 日（木）から令和 8 年 3 月 3 日（火）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9 時 00 分から 17 時 15 分まで」とする。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期限：令和8年1月16日（金）12時00分（必着）

提出先：上記（1）と同じ

提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年1月29日（木）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年3月3日（火）12時00分

・紙により持参の場合は、令和8年3月3日（火）12時00分

・開札は、令和8年3月4日（水）11時00分

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局開発建設部 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国貨幣に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書に特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4.（1）と同じ。

(6) 当該業務を受注したものは、当該業務発注者の発注業務（ただし、発注者支援業務及び公物管理補助業務は含まない）の入札に参加することができない。

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に履行期間のある当該業務発注者の発注業務（ただし、発注者支援業務及び公物管理補助業務は含まない）に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元と資本面・人事面で関係のあるものは、業務履行期間中に履行期間のある当該業務発注者の発注業務に参加してはならない。なお、「業務に参加」とは、当該業務の入札に参加すること。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は

その出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(7) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和 8 年 4 月 1 日とするが、当該業務にかかる令和 8 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留したうえで行うものであり、落札の決定及び契約の締結は令和 8 年 4 月 1 日とする。ただし、当該業務にかかる令和 8 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加の資料の提出を求める場合がある。

(9) 電子入札システムのシステム移行に伴い、以下期間において電子入札システムが停止する。
なお、詳細については入札説明書等ダウンロードシステムに添付している「電子入札システム停止期間における開発建設部発注工事・業務の取扱いについて」を参照ください。

○停止期間：令和 7 年 12 月 26 日（金）18 時 00 分から令和 8 年 1 月 13 日（火）8 時 30 分まで

(10) 詳細は入札説明書による。